

輪島市監査公表第 30 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年11月9日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年11月2日（金） 門前総合支所地域生活課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- あすなろ苑管理運営費の滞納については、今後も滞納者のご家族の方との連絡を密にし、完納に向けて取り組んでいただきたい。
- 門前診療所（眼科）については、人口の減少が一つの要因であるが、利用する患者数のピーク時（平成11年度）から見ると減少している。今後においては、地域の診療所として住民の多くの方が利用することを望む。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

なし